

日行連発第1014号
令和3年10月22日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
総務部
部長 宮本 重則

実質的支配者リスト制度について（周知）

今般、法務省より、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年法務省告示第187号）が令和4年1月31日から施行され、同日から、全国の商業登記所において、株式会社からの申出により、その実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する実質的支配者リスト制度が開始される旨の情報提供がありました。（詳細は以下の URL からご確認ください。）

本制度の創設にあたり、金融機関等の特定事業者が犯罪収益移転防止法に規定された特定取引の際に行う顧客の実質的支配者の確認が一層円滑に行われることとなり、社会全体のコストが低減することなどが期待されています。

各単位会におかれましては、本制度についてご理解いただき、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【法務省ホームページ】

- ・実質的支配者リスト制度の創設（令和4年1月31日運用開始）
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html

【添付資料】

- ・実質的支配者リスト制度（チラシ）
- ・実質的支配者リスト制度（ポスター）

以 上